

# 特定非営利活動法人運転事故防止推進協議会

## 賛助会員（サポーター会員）規約

### 第1条（目的）

特定非営利活動法人 運転事故防止推進協議会賛助会員規約（以下、本規約）は、特定非営利活動法人 運転事故防止推進協議会の賛助会費、入退会及び会員の権利義務、本協議会の運営並びに会員活動の基本的事項を定めるものである。

### 第2条（会員）

会員は、本協議会の目的に賛同して入会の申し込みをし、年会費を納めた個人・法人および団体とする。

### 第3条（入会の申込）

- ① 本協議会の会員になろうとする個人・法人および団体は、Web 申し込みを除き入会申込書を提出しなければならない。
- ② 会員になろうとする個人・法人および団体が年会費の支払いおよび手続きを行った日を入会日とする。
- ③ 期間は、入会日から1年間とし、退会の申し出がない限り自動継続とする。

### 第4条（会費）

年会費：個人は1口（¥6,000）、法人および団体会員は、2口以上（¥12,000）とする。

年会費は、申込書日から1年間とし、次年度の会費は、入会日経過後の翌月徴収することとする。

### 第5条（退会）

退会しようとする場合は、別途定める退会届を提出するものとする。退会届受領日の当月末を退会日とする。

### 第6条（除名）

会員が次のいずれかに該当するときは、本協議会は会員を除名とすることができる。

- ① 当協議会での研修内容などを無断で公開する行為が判明した場合
- ② 本協議会の規約に違反、または目的に違反する行為が判明した場合
- ③ 会費の支払が滞り督促後3か月以上納入しない時
- ④

### 第7条（退会・除名時の会費）

期間内での退会・除名は理由の如何を問わず返金は行わないものとする。

### 第8条（会員名簿）

当協議会は、会員の名称または氏名及び電子メール等を記載した会員名簿を作成する。

### 第9条（会員規約の追加・変更）

本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めることが出来る。

理事会の決議により変更された本規約は、本協議会の WEB サイト上に掲載し、掲載された時点で効力を発するものとする。

### 第10条（個人情報の保護）

本協議会は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

本規定は、2023年4月1日から施行する。